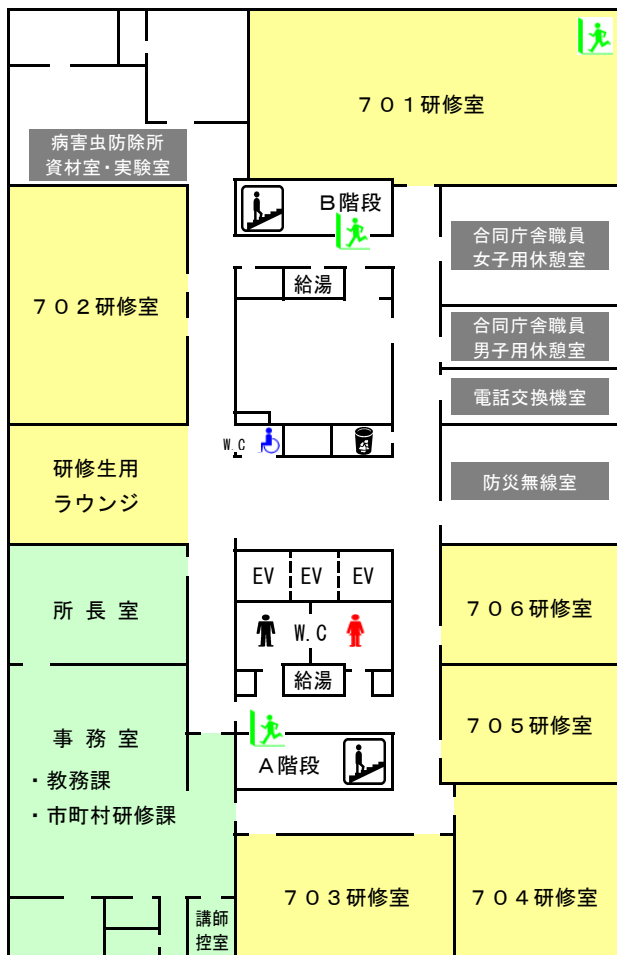


施設利用案内

- 1 緊急時 災害等の緊急時は、所員の指示に従って行動すること。
- 2 休憩場所 休憩時間等は、7階ラウンジが利用可能です。
- 3 トイレ 混雑時は階下の同じ位置にあるトイレも利用可能です。
- 4 自動販売機 清涼飲料の自動販売機は、1階、2階、4階及び7階にあります。
- 5 昼食 ①持参の方は、7階ラウンジまたは研修室内を利用してください。
それ以外の場所では飲食しないこと。
②生協食堂及び生協売店（地下1階）を利用することができます。
- 6 ごみ 弁当類のごみは、2階及び7階の「ごみ集積場所」に、分別（空き箱・缶・ペットボトルとキャップ）して捨てること。
- 7 喫煙場所 指定の喫煙所を利用すること。この喫煙所は、研修生のほか、来庁者及び合同庁舎入居機関の職員も使用します。水戸合同庁舎の施設内は、禁煙です。
- 8 駐車場 研修生用駐車場は、午後5時15分に施錠します。
施錠後は、車の移動ができなくなりますので注意すること。
- 9 休憩室の利用禁止 合同庁舎職員男子休憩室・女子休憩室（7階）は、利用しないこと。
- 10 その他 わからないことや困ったことがありましたら、研修所の職員に相談してください。

茨城県自治研修所 7階 研修室案内



茨城県自治研修所 2階 研修室案内

